

沖縄県議会事務局障害者活躍推進計画

機関名	沖縄県議会事務局
任命権者	沖縄県議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和11年3月31日（4年間） 計画期間内において、毎年度、取組状況等の把握・点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。
沖縄県議会事務局における障害者雇用に関する課題	沖縄県議会事務局においては、令和7年4月1日現在、法定雇用率を達成しており、これまで職員について計画的に障害者の配置を進めてきた。今後は、障害者である職員の活躍を一層推進するために、さらなる体制の整備と取組の充実が必要である。
目標	
①採用に関する目標	当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握
②定着による目標	不本意な離職者を生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を参考に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として議会事務局長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害特性や合理的配慮に関する情報収集及び職員への周知を図る。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害_等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担無く遂行できる職務の選定について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。 ○なお、措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱を行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「障害者支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○時差通勤制度や在宅勤務制度、各種休暇等、障害のある職員の柔軟な働き方や負担軽減に資する制度の周知を強化する。 ○人事評価において、障害により能力の発揮が難しい評価項目や着眼点に示された要素がある場合には、遂行できる業務を割り振った上で能力の発揮を評価する等、合理的配慮を実施する。

	○人事配置や昇任においても、障害により生じる困難について適切に把握した上で合理的配慮を実施する。 ○障害特性に配慮した職場介助等について、必要に応じ具体的な取組を検討する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。